

令和5年度 監督処分業者(指示処分)

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
2023	11	8	栃木県知事 (1)第5327号	有限会社プラスワン	栃木県	小山市	指示処分		1 被処分者は、不動産売買契約に際し、売買の相手方に将来の利益を断定的に告げた。 2 被処分者は、不動産売買契約等に際し、買主が金融機関から本来受けられる融資の額を超えた額の融資を受けられるよう提案・協力をした。